

令和2年度 一般廃棄物処理実施計画

令和3年3月31日

萩・長門清掃一部事務組合
管理者 藤道 健二

1 目的

この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条第1項の規定に基づき、令和3年度の一般廃棄物の処理に関する実施計画を定めるものである。

2 計画期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

3 計画対象区域

萩市、長門市及び阿武町の全域

4 組合で処理する一般廃棄物の種類と年間発生量及び処理量の見込み

| 種類 | | 発生量及び処理量 |
|------|------------|----------|
| 可燃ごみ | 収集ごみ | 17,641t |
| | 直接搬入ごみ(※1) | 10,359t |
| 合計 | | 28,000t |

※1 直接搬入ごみには、みなし産業廃棄物を含む。

【直接搬入ごみの内訳】

| | |
|----------------------|--------|
| 家庭廃棄物 | 316t |
| 事業系一般廃棄物 | 3,849t |
| 産業廃棄物 | 4,473t |
| 公共施設ごみ | 1,450t |
| その他(火災ごみ、漂着ごみ、災害ごみ等) | 271t |

5 一般廃棄物の発生を抑制するための方策に関する事項

- ① 搬入時にプラットホームで確認できたリサイクル可能な資源ごみの混入に対して、分別及び資源回収を積極的に指導する。
- ② 年6回程度の搬入ごみの展開検査(搬入ごみ検査)を実施し、搬入者に対して不適物が混入しないよう指導するとともに、検査内容を関係市町に情報提供する。

- ③ 清掃工場への施設見学を積極的に受入れて、地域住民に対してごみ問題、環境問題等の啓発活動を行う。
- ④ 地域住民の代表者で組織した環境管理委員会を年2回開催し、適切なごみの分別、リサイクルの推進、ごみの減量化について啓発を行うとともに、委員からのご意見を参考に新たな対策を検討する。
- ⑤ 関係市町及び地域住民に対して、ごみ処理に関する情報提供と啓発を行う。

6 処理計画

① 搬入計画

| | |
|-------|----------------------------------------|
| 搬 入 日 | 令和3年4月1日～令和4年3月31日 (※ただし、日曜日、元日を除く) |
| 搬入日数 | 312日／年 |
| 搬入時間 | 午前8時30分～午後4時30分 |

② 処理計画

| | 運転日数 (日) | 運転時間 (h) | 処理量 (t) |
|-----|----------|----------|---------|
| 1号炉 | 294 | 7, 056 | 14, 147 |
| 2号炉 | 289 | 6, 936 | 13, 853 |
| 施 設 | 358 | 8, 592 | 28, 000 |

※ 全炉停止日数 7日

※ 施設欄の運転日数及び運転時間は、1炉でも稼働しているときの日数と時間。

③ 処理残さ搬出計画

| | 搬出量 (t) | 搬 出 先 |
|--------------------|---------|-------------------------------|
| 焼却主灰 | 1, 746 | セメント原料化施設【株山口エコテック】 |
| 焼却飛灰 | 756 | セメント原料化施設【株山口エコテック】 |
| 磁性物（鉄くず） | 140 | 民間の再資源化施設 |
| その他の残さ | 102 | 萩市大井不燃物埋立処分場 長門市一般廃棄物最終処分場 |
| 山口エコテック からの返送残さ | 41 | 長門市一般廃棄物最終処分場 |

※ 萩市及び長門市の最終処分場へ搬出される残さの量は、平成27年1月5付け覚書により、セメント原料化施設からの返送残さも含めて、各市のごみ搬入量の割合に応じて按分する。

なお、セメント原料化施設からの返送残さは、萩市の最終処分場へ大型車両が進入できないため、全て長門市の最終処分場で埋立処理する。

7 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

別紙のとおり

8 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

該当なし

別 紙

| 区分 | 種別 | 収集・運搬方法 | 処理手数料 | 条例に基づき定める受入基準 |
|----------|--------|----------------------------------------------------------|----------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 家庭廃棄物 | 普通ごみ | 萩市・長門市・阿武町がそれぞれの計画(※1)に基づき自動車により収集・運搬する。 | 無料 | 萩・長門清掃一部事務組合廃棄物処理に関する条例施行規則(平成26年2月14日規則第1号)第4条第1項第1号に該当しないものであること。 |
| | | 排出者が自らの責任において持ち込む。 ※2 | 100円／10kg ※10kgごと及びその端数に 100円 (税込) | 可燃ごみの排出にあたっては、萩市・長門市・阿武町の計画(※1)により定められた基準・収集方法に従うこと。 大型可燃ごみは、大きさが2m×1.5m×1m以下のものまでとする。 |
| | 大型可燃ごみ | 萩市・長門市・阿武町がそれぞれの計画(※1)に基づき自動車により収集・運搬する。 | 無料 | 木材・樹木を持ち込む場合は、長さ2m以下、枝ぶり1.0m以下にすること。また、直径20cmを超えるものは受け入れない。 金属など不燃性のものは可能な限り除去すること。 |
| | | 排出者が自らの責任において持ち込む。 ※2 | 100円／10kg ※10kgごと及びその端数に 100円 (税込) | 動物の死骸の持ち込みについては、1体の重さが20kg程度までとする。 事業者が、建物を解体して生じた木材、建具、内装材などの可燃ごみは受け入れない。 公共の道路維持管理に伴う刈草などの持ち込みは1日4t車で4台までとし、伐採や枝打ちの樹木類は1日4t車1台までとする。 港湾工事に伴う「貝類などの付着物」の持ち込みは1日1tまでとする。 火災又は災害に伴う可燃ごみの持ち込みは、事業に伴わない住宅部分に限り各自治体の担当課と調整し焼却可能な範囲内で受入れる。 |
| 事業系一般廃棄物 | 普通ごみ | 排出者が自らの責任において持ち込む。 又は、排出者が一般廃棄物収集運搬許可業者に委託して請負者が持ち込む。 | 170円／10kg ※10kgごと、及びその端数に 170円 (税込) | |
| | 大型可燃ごみ | | | |

| | | | | |
|-------|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 産業廃棄物 | 紙くず | 一般廃棄物とあわせて処理することができると萩・長門清掃一部事務組合廃棄物処理に関する条例 (平成 26 年 2 月 14 日条例第 1 号)で規定したものに限り、排出者が自らの責任において持ち込む。又は、排出者が産業廃棄物収集運搬許可業者に委託して請負者が持ち込む。 | 220 円／10 kg (税込) | 内装業者又は工務店の排出する室内張り替えにより生じた障子紙・壁紙に限り受入れる。 (但し、1 日に 2t 車 1 台まで) |
| | 木くず | | ※10 kgごと、及びその端数に 220 円 (税込) | 建築業者が新築工事で排出するもの又は製材所が排出するものに限り受入れる。 (但し、1 日に 2t 車 1 台まで) |
| | 繊維くず | | | 内装業者又は工務店が排出する絨毯やカーペットなどの敷物に限り受入れる。 (但し、1 日に 2t 車 1 台まで) |
| | 動植物性残さ | | | 食品製造業又は食品加工業などで製造又は加工の過程で排出されるものに限り受入れる。 ただし、萩市及び長門市の旧清掃工場に搬入されていたものに限る。 |
| | その他 | | | 事業者が排出する廃プラスチックのうち家庭ごみと同程度の種類のものに限り受入れる。 農業者、漁業者又は建設従事者などの個人が排出する、家庭ごみと同程度の種類のゴム製品及び繊維製品などに限り受入れる。 |

※1 「計画」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 6 条第 1 項の規定に基づき作成する一般廃棄物処理基本計画及び一般廃棄物処理実施計画をいう。

※2 家庭から排出される廃棄物のうち、その収集・運搬を一般廃棄物収集運搬許可業者に請負わせて清掃工場に持ち込むときの処理手数料は、事業系一般廃棄物の処理手数料を適用する。